

税の申告が始まります

書類の準備はお済みですか

もうすぐ町県民税兼国民健康保険税と所得税の申告が始まります。各種所得控除を受けようとする方は、領収書などの書類を準備してください。

▽社会保険料控除

自分や自分と生計を一にする家族の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等、介護保険料などは、その全額を所得金額から控除することができます。ただし、年金から天引きされている国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の所得からは控除できません。

国民年金保険料等については、年金保険者から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要となります。また、国民健康保険税については1月中旬に「年間納付額のお知らせ」を送付しますので、合わせてご準備ください。

▽医療費控除

自分や家族のために支払った医療費のうち一定額を所得金額から控除することができます。領収書を医療機関ごと、人ご

とに分けて整理してください。

▽生命保険料・地震保険料控除

生命保険料や個人年金保険料のうち一定額を、生命保険料控除として所得金額から控除することができます。また、地震保険料または長期損害保険契約のうち平成18年12月31日までに契約したものについては、掛金のうち一定額を、損害保険料控除として所得から控除できます。これらの控除を受けるためには保険会社などから送付される控除証明書が必要ですので、忘

れずに用意してください。

▽住民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受ける方で所得税から控除しきれない額がある場合は、その分を住民税から控除することができます。対象は、平成11年1月1日から18年12月31日までおよび平成21年1月1日から12月31日までに入居した方です。この控除を受けるための申請は原則として不要ですが、確定申告する方は申告書に居住開始年月日を記載することが必要となります。

◆問い合わせ

町税務会計課町内線111へどうぞ。

平成22年度町・県民税

簡易申告制度のご利用を

町・県民税の申告について、町では次の日程で簡易申告を受け付けます。該当すると思われる方には申告書を1月中旬にお送りしますので、必要書類と印鑑を持参し申告してください。なお、所得税を源泉徴収されている方は簡易申告できません。

◆**該当する人** 昨年1年間（平成21年1月1日から12月31日まで）の収入が次の場合です。

- ・給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・公的年金等だけの場合 65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人 65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
- ・公的年金等と給与の場合 65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人 65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人

※年齢は平成22年1月1日現在です。税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含まれません。

◆**受付日程** 下表のとおり

※簡易申告書を郵送で提出する場合には、2月2日までに町税務会計課へお送りください。

所得の無い人なども申告が必要

昨年1年間まったく所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定—のため簡易申告が必要です。なお、申告しなかった場合には国民健康保険税の軽減措置などを受けることができなくなります。

◆**問い合わせ** 町税務会計課町内税担当（☎82-3111 内線111）へどうぞ。

◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月29日(金)	豊間根生活改善センター	午前9時 ～午後3時
2月1日(月)	船越防災センター	
2月2日(火) ～3日(水)	役場町民ホール(1階)	

宮古税務署からのお知らせ

国税の相談は電話相談センターへ

所得税や消費税など、国税に関する一般的な質問は「電話相談センター」でお答えします。

ご利用の際は下記の宮古税務署相談用電話をダイヤルしていただき、音声案内「1」を選択願います。また、税務署へご用の方も同番号へかけ、音声案内「2」を選択願います。

なお、面接による相談をご希望の方は、あらかじめ税務署に相談の日時を予約していただき、関係書類を持参して税務署へお越しください。

◆相談先電話番号 ☎62-1921